

泉大津市議会基本条例（素案）市民説明会

平成26年2月14日（金曜日）午後7時～

テクスピア大阪3階第2研修室

ご意見・ご提言の内容	市議会の考え方
<ul style="list-style-type: none">・条例中に「市民」とあるが、「市民」の範囲をどのように想定しているのか。・このような基本的な点で統一が図られていないということは問題がある。	<ul style="list-style-type: none">・市民の範囲の想定については、議員間で明確な意思統一が図られていないので、意思統一を図れるよう協議していきます。
<ul style="list-style-type: none">・市が市民に公表するものは、議会への周知がないと公表してはいけないということになっているのか。・市が政策形成過程の情報も市民に公表することでわかりやすくなるので、そのようにしてほしい。	<ul style="list-style-type: none">・市民への公表については、議会がそのようにしているということはありません。・市の情報については、より積極的な情報公開を求めるためにも19条で規定しています。
<ul style="list-style-type: none">・別に条例で定めるとなっているところは、既に条例があるものなのか。また、詳細は別に定めるとあるものは、これから新たに取り組んでいくものなのか。	<ul style="list-style-type: none">・理念としての条例を先行して、具体的な行動については運用基準を定めて着実に遂行するために、現在継続的に検討しています。・「別に条例で定める」とあるものは、すでに条例があります。その条例に並行して議会基本条例があります。「別に定める」とあるのは、今回新たな試みとして決めたことです。
<ul style="list-style-type: none">・詳細は別に定めるとなっている部分について、詳細が決まった段階で、再度、本日のような説明会を開催するのか。	運用基準については今後実施する意見交換会の中で説明します。また、運用基準は設定次第、議会ホームページ上に掲載します。